

業務停止期間中に実施できる業務・できない業務（業務停止期間 令和2年3月9日より3月18日までの10日間）

今回の業務停止処分は、弊社の確認検査機関としての業務停止のため、住宅性能証明や適合証明(フラット35)、瑕疵担保責任保険等の建築確認以外の業務については実施可能です。

	実施できない業務	実施できる業務
確認申請	1 新規物件の正式受付(引受)	1 業務停止期間以前に正式受付をした物件の質疑応答および確認済証の発行
	2 個別案件に関わる事前相談(対面・電話・電子申請に関わらず。また事前審査などもこれに該当しますので、新規の事前審査などの受付も不可。)	2 一般的な法解釈についての問合せ対応
	3 見積書の提出	3 変更の内容が計画変更相当か軽微変更相当かについての相談(ただし計画変更相当と発覚した場合のその後の相談は不可)
	4 軽微変更か否かの相談で、計画変更相当であると発覚した後のその後の相談	
	5 正式受付の条件となる許可証提出を補正事項として引受けること(例えば都計法53条の許可が下りていない物件の正式受付(図書のお預かりもできません))	
検査	6 新規物件の検査受付	4 業務停止期間以前に検査受付をした物件の検査実施および検査済証(中間検査合格証含む)の発行
	7 検査の予約(その為業務停止期間後の3/19~25に検査実施を希望される場合、3/6(金)までに検査申込をお願いいたします)	5 完了検査の指摘にもとづき提出された追加説明の処理(ただし手数料が発生するものを除く)
	8 完了検査の指摘にもとづき提出された追加説明の処理(手数料の発生するもの)	6 業務停止期間以前に受付済みの検査の日程調整
	9 業務停止期間前において、中間検査や完了検査の申請を直前の特定工程が完了しているか否かがわからない状態で、検査を引き受けること。※第4面の記載は必要です。	
その他	10 建築確認に関わる、手数料が発生する各種届出	7 軽微変更届の受理(ただし手数料が発生するものを除く)
		8 建築主等変更届や工事施工者届等の各種届出(ただし手数料が発生するものを除く)